

高知県木材安定供給推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県木材安定供給推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、地域材の競争力を高めることに加えて、製材工場等の供給力・体質強化を図るうえで不可欠な木材の安定供給のため、森林資源の循環利用を推進するとともに森林の適正な管理と森林資源の持続的な利用や花粉の少ない森林への転換促進に取り組む別表第1に定める事業実施主体（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付を受ける事業のうち、確実な再生林による森林資源の持続的な循環利用を図るために行う事業に対して、予算の範囲内で補助金を追加して交付するものとする。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費及び補助率は、別表第1に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 規則第3条第1項及び第2項の補助金等交付申請書及び関係書類の様式は、別記第1号様式によるものとし、1部を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定による書類の提出に当たって、事業実施主体について補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

3 補助事業者は、第1項の規定による書類の提出に当たって、県税の納税証明書（全税目のもの）により県税の滞納がないことを証明する書類又は県税完納情報の提供に係る同意書（税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式）及び本人確認書類の写し（補助事業者又は補助事業者の委任を受けた取扱機関が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証の写し等。補助事業者又は補助事業者の委任を受けた取扱機関が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証の写し等。ただし、マイナンバーカードは表面のみのコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。）とすること。）を提出しなければならない。ただし、県税の納税義務がない場合は、本人からの申立書を提出するものとする。

4 補助事業者は、第1項の規定による書類の提出に当たって、誓約書兼同意書により県に対する税外未収金債務の滞納がないことを証明しなければならない。

5 補助事業者は、補助金の交付に当たっては、間接補助事業者に対して県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないことを確認しなければならない。

(補助金の交付の条件)

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合交付金交付等要綱、合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱、林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領、花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策地方公共団体事業費補助金交付等要綱、花粉の少ない森林への転換促進事業実施要領、高知県

木材安定供給推進事業費補助金交付要綱、高知県木材安定供給推進事業実施要領等補助金に係る法令、規則、交付要綱、実施要領等の規定を遵守すること。

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、知事の承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に沿ってその効率的な運営を図ること。
- (5) 補助事業により設置した施設等については、転用制限期間（別表第3に定める期間をいう。以下同じ。）において、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。この場合において、処分制限期間（林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱（平成30年3月30日29林政政第893号農林水産事務次官依命通知）第17の2に規定する期間をいう。以下同じ。）内に知事の承認を受けて当該財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産が処分制限期間及び転用制限期間内に補助金の交付の目的を達することができなくなった場合は、速やかに知事に協議し、その指示に従って、当該財産の取得又は当該施設等の設置に要した補助金相当額の全部又は一部を知事に納付しなければならないこと。ただし、公用、公共用又は天災地変その他やむを得ない事由のため、これにより難しい場合は、知事に協議することができること。
- (7) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間備え、保管しておかなければならないこと。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産であって処分制限期間を経過しないものについては、当該財産の取得事業名、取得価格、補助金額、取得時期、処分制限期間及び処分状況その他財産管理に必要な事項を記載した別記第2号様式による財産管理台帳を備え、かつ、必要な関係書類を保管しておかなければならないこと。この場合において、財産管理台帳は、実績報告書に添付し、報告すること。
- (8) 実績報告を行うに当たって、各事業実施主体の補助金に係る消費税仕入控除税額があり、かつ、その総額が明らかな場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならないこと。
- (9) 実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により各事業実施主体の当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、その金額（実績報告において前条第2項の規定により減額した事業実施主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、当該補助金を県に返還しなければならないこと。
- (10) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを事業実施主体としないこと、契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (11) 市町村が補助事業者である場合は、補助金の交付に当たって、事業実施主体に対して前各号に掲げる条件を付さなければならないこと。

（補助金の交付の決定）

第6条 知事は、第4条第1項の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

（補助金の交付の決定の取消し）

第7条 知事は、補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助事業の変更）

第8条 補助事業者は、規則第5条第1項第1号又は第3号の規定により知事の承認を受けようとする

場合は、別記第 3 号様式による補助金変更・中止（廃止）承認申請書を 1 部提出しなければならない。

2 規則第 5 条第 1 項第 1 号の規定による変更承認を必要とする場合は、次に掲げるいずれかの場合とする。

- (1) 別表第 1 に掲げる事業種目の新設又は廃止
- (2) 施行箇所の変更
- (3) 補助金額の増額又は 30 パーセント以上の減額

（遂行状況報告）

第 9 条 規則第 10 条第 1 項の規定による遂行状況報告について、知事から求めがあった場合は、別記第 4 号様式による遂行状況報告書を提出しなければならない。

（実績報告等）

第 10 条 規則第 11 条第 1 項の補助事業等実績報告の様式は、別記第 5 号様式によるものとし、補助事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに 1 部を提出しなければならない。

2 第 4 条第 2 項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、前項の補助事業等実績報告書の提出に当たって、同条第 2 項ただし書の規定に該当した各事業実施主体について当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第 4 条第 2 項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、第 1 項の補助事業等実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により同条第 2 項ただし書の規定に該当した各事業実施主体について当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、その金額（前項の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第 6 号様式により速やかに知事に報告するとともに、当該補助金を県に返還しなければならない。

（概算払の請求）

第 11 条 規則第 14 条ただし書の規定に基づく概算払の請求の様式は、別記第 7 号様式によるものとし、1 部を知事に提出しなければならない。

（繰越承認の申請）

第 12 条 補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、補助事業を繰り越す必要がある場合は、別記第 8 号様式による繰越承認申請書を正副 2 部提出し、知事の承認を受けなければならない。

（工期の延期）

第 13 条 補助事業者は、やむを得ない理由により工期の延期が必要となった場合は、速やかに別記第 9 号様式による工期延期届 1 部を知事に提出しなければならない。

（グリーン購入）

第 14 条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

（情報の開示）

第 15 条 補助事業及び補助事業者等に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

（県内発注）

第 16 条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に

沿った県内発注に努めるものとする。

(雑則)

第 17 条 この要綱に基づき知事に提出する書類は、所轄林業（振興）事務所に提出しなければならない。

附則

この要綱は、平成 28 年 4 月 19 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 30 年 3 月 19 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 30 年 7 月 17 日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年 6 月 20 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 2 年 3 月 25 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 2 年 5 月 20 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 2 年 7 月 16 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 4 年 7 月 15 日から施行する。ただし、令和 3 年度事業については、従前の例によるものとする。

附則

この要綱は、令和 5 年 4 月 12 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 5 年 8 月 24 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 6 年 1 月 31 日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年9月6日から施行する。ただし、令和5年度事業については、従前の例によるものとする。

附則

この要綱は、令和7年9月9日から施行する。ただし、令和6年度事業については、従前の例によるものとする。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年9月8日から施行する。ただし、令和7年度事業については、従前の例によるものとする。

別表第1（第2条、第3条、第8条関係）

メニュー		事業実施主体	事業種目	補助対象経費		補助率
				区 分	採 択 基 準	
0 1 体質強化・花粉削減	1 間伐材生産	県が作成する体質強化・花粉削減計画に明記された「原木供給計画参画事業実施主体」のうち、市町村、森林整備法人等、知事が選定した林業経営体（以下「選定経営体」という。）及びその他知事が認める者。	間伐材の生産	人工林で行う不用木の除去（侵入竹を含む。） 不良木の淘汰（育成しようとする樹木の一部を伐採することにより本数密度の調整、残存木の生長促進等を図ることをいう。） 支障木やあばれ木等の伐倒造材、集材、搬出集積、積込、原木仕分け費、その他 附帯施設整備	1 森林法（昭和26年法律第249号）第11条に規定する森林経営計画対象森林において本事業を実施する場合は、当該計画に基づいて行うこと。 2 森林経営計画が作成されていない森林で本事業を実施しようとする場合は、事業実施前又は事業実施後において、当該森林を森林経営計画の対象森林とするよう努めること。 3 1 施行地が0.1ha以上であること。なお、1 施行地とは原則として接続する区域とする。	別表第4のとおり
			関連条件整備活動	対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け等（間伐材の生産と一体的に実施）	森林施業に着手する上で、直接必要となるもの	定額 23,000円/ha以内
			森林作業道整備 活動等	作設 土工 擁壁工（ふとんかご工） （丸太積土留工） 排水施設工（横断排水工・洗越工） その他（その他） 補強 その他	1 間伐材の生産と一体的に実施するもの 2 知事が定める森林作業道作設指針の基準を満たしたものと とする。	幅員に応じて以下の補助率とする。 2.0m以上2.5m未満 定額 1,200円/m以内 （1,000円未満切捨て） 2.5m以上3.0m以下 定額 2,000円/m以内 （1,000円未満切捨て）
			鳥獣被害対策 防止施設等の 整備	鳥獣害防止ネット 食害防止チューブ 食害防止単木保護ネット	間伐材の生産と一体的に実施する鳥獣害防止ネット等	別途高知県造林事業で定める1ha当たり又は10m当たりの標準単価（間接費含む。）の2分の1（1,000円未満切捨て）により算出した額以内。
			林業専用道（規格相当）整備	作設 土工 路盤工 擁壁工（ふとんかご工） 法面保護工（種子吹付工） 排水施設工（横断排水工・洗越工） その他（その他） 補強 路体強化 法面強化 排水施設工 調査設計 現場技術業務委託費 その他	1 知事が定める林業専用道作設指針の基準を満たしたものと とする。この場合において設計及び積算は、森林整備保全事業設計積算要領等によるものとする。 2 本体工事は、設計と分離して建設事業者（建設業法（昭和24年法律第100号）の許可を受けた建設業者をいう。）に発注すること。ただし、建設事業者との共同事業として実施する等外部に発注することができない場合や、外部に発注しないことにより事業執行の迅速化及び効率化に大きな効果が見込まれる場合等の例外的な場合を除く。 3 知事が別に定める生産基盤強化区域内で実施すること。	高知県林業専用道（規格相当）及び森林作業道設計・技術審査会の審査の結果仕分けられた傾斜区分（15度未満：傾斜区分A、15度以上25度未満：傾斜区分B、25度以上：傾斜区分C）に応じて以下の補助率とする。 傾斜区分A 定額 35,000円/m以内 （1,000円未満切捨て） 傾斜区分B 定額 38,000円以内 （1,000円未満切捨て） 傾斜区分C 定額 41,000円/m以内 （1,000円未満切捨て）

			森林作業道整備	本表の「01 体質強化・花粉削減」、「1 間伐材生産」の「関連条件整備活動等」の「森林作業道整備」に準ずる。	1 知事が定める森林作業道作設指針の基準を満たしたものと とする。 2 知事が別に定める生産基盤強化区域内で実施すること。	本表の「01 体質強化・花粉削減」、「1 間伐材生産」の「関連条件整備活動等」の「森林作業道整備」に準ずる。
			関連条件整備	対象森林の調査及び森林所有者の取付け等(林業専用道(規格相当)整備及び森林作業道整備と一体的に実施)	林業専用道(規格相当)整備及び森林作業道整備に着手する上で、直接必要となるもの	本表の「01 体質強化・花粉削減」、「1 間伐材生産」の「関連条件整備活動等」の「関連条件整備活動」に準ずる。
	3 スギ人工林伐採重点区域における路網の整備	県が作成する体質強化・花粉削減計画に明記された「原木安定供給計画の原木生産目標」に資する路網整備を行う者のうち、市町村、森林整備法人等及び選定経営体。	林業専用道(規格相当)整備	本表の「01 体質強化・花粉削減」、「2 路網整備」の「林業専用道(規格相当)整備」に準ずる。	1 知事が定める林業専用道作設指針の基準を満たしたものと とする。この場合において設計及び積算は、森林整備保全事業設計積算要領等によるものとする。 2 本体工事は、設計と分離して建設事業体(建設業法(昭和24年法律第100号)の許可を受けた建設業者をいう。)に発注すること。ただし、建設事業体との共同事業として実施する等外部に発注することができない場合や、外部に発注しないことにより事業執行の迅速化及び効率化に大きな効果が見込まれる場合等の例外的な場合を除く。 3 知事が別に定める生産基盤強化区域内、かつスギ人工林伐採重点区域内又は人工造林等の施業のためにスギ人工林伐採重点区域へ接続するための実施であること。	本表の「01 体質強化・花粉削減」、「2 路網整備」の「林業専用道(規格相当)整備」に準ずる。
			森林作業道整備	本表の「01 体質強化・花粉削減」、「2 路網整備」の「森林作業道整備」に準ずる。	1 知事が定める森林作業道作設指針の基準を満たしたものと とする。 2 知事が別に定める生産基盤強化区域内、かつスギ人工林伐採重点区域内又は人工造林等の施業のためにスギ人工林伐採重点区域へ接続するための実施であること。	本表の「01 体質強化・花粉削減」、「1 間伐材生産」の「関連条件整備活動等」の「森林作業道整備」に準ずる。
			関連条件整備	本表の「01 体質強化・花粉削減」、「2 路網整備」の「関連条件整備」に準ずる。	本表の「01 体質強化・花粉削減」、「2 路網整備」の「関連条件整備」に準ずる。	本表の「01 体質強化・花粉削減」、「1 間伐材生産」の「関連条件整備活動等」の「関連条件整備活動」に準ずる。
02 循環成長	1 間伐材生産	市町村、森林整備法人等及び選定経営体。	間伐材の生産	人工林で行う不用木の除去(侵入竹を含む。) 不良木の淘汰(育成しようとする樹木の一部を伐採することにより本数密度の調整、残存木の生長促進等を図ることをいう。) 支障木、あばれ木等の伐倒造材、集材、搬出集積、積込、原木仕分け費、その他附帯施設整備	1 森林法(昭和26年法律第249号)第11条に規定する森林経営計画対象森林において本事業を実施する場合は、当該計画に基づいて行うこと。 2 森林経営計画が作成されていない森林で本事業を実施しようとする場合は、事業実施前又は事業実施後において、当該森林を森林経営計画の対象森林とするよう努めること。 3 1施行地は、0.1ha以上とする。なお、1施行地とは、原則として接続する区域とし、事業実施主体が本事業を申請する際の最低単位とすることができる。 4 知事が別に定める生産基盤強化区域内又は市町村が別に定める市町村森林整備計画の効率的施業区域内で実施すること。	本表の「01 体質強化・花粉削減」、「1 間伐材生産」の「間伐材の生産」に準ずる。

			関連条件整備活動 本表の「01 体質強化・花粉削減」、「1 間伐材生産」の「関連条件整備活動等」の「関連条件整備活動」に準ずる。	本表の「01 体質強化・花粉削減」、「1 間伐材生産」の「関連条件整備活動等」の「関連条件整備活動」に準ずる。	
		森林作業道整備 本表の「01 体質強化・花粉削減」、「1 間伐材生産」の「関連条件整備活動等」の「森林作業道整備」に準ずる。	1 間伐材の生産と一体的に実施するもの 2 知事が定める森林作業道の作設に関する指針の基準を満たしたものとする。 3 知事が別に定める生産基盤強化区域内又は市町村が別に定める市町村森林整備計画の効率的施業区域内で実施すること。	本表の「01 体質強化・花粉削減」、「1 間伐材生産」の「関連条件整備活動等」の「森林作業道整備」に準ずる。	
		鳥獣被害対策防止施設等の整備 本表の「01 体質強化・花粉削減」、「1 間伐材生産」の「関連条件整備活動等」の「鳥獣被害対策防止施設等の整備」に準ずる。	本表の「01 体質強化・花粉削減」、「1 間伐材生産」の「関連条件整備活動等」の「鳥獣被害対策防止施設等の整備」に準ずる。	本表の「01 体質強化・花粉削減」、「1 間伐材生産」の「関連条件整備活動等」の「鳥獣被害対策防止施設等の整備」に準ずる。	
2 路網の整備	市町村、森林整備法人等及び選定経営体。	林業専用道(規格相当)整備 本表の「01 体質強化・花粉削減」、「2 路網の整備」の「林業専用道(規格相当)整備」に準ずる。	1 知事が定める林業専用道作設指針の基準を満たしたものとする。この場合において設計及び積算は、森林整備保全事業設計積算要領等によるものとする。 2 本体工事は、設計と分離して建設事業体（建設業法（昭和24年法律第100号）の許可を受けた建設業者をいう。）に発注すること。ただし、建設事業体との共同事業として実施する等外部に発注することができない場合や、外部に発注しないことにより事業執行の迅速化及び効率化に大きな効果が見込まれる場合等の例外的な場合を除く。 3 知事が別に定める生産基盤強化区域又は市長村が別に定める市町村林整備計画の効率的施業区域の全部又は一部が含まれる路線において行われるものであり、かつ、選定経営体による間伐、人工造林等が計画されていること。	本表の「01 体質強化・花粉削減」、「2 路網の整備」の「林業専用道(規格相当)整備」に準ずる。	
		森林作業道整備 本表の「01 体質強化・花粉削減」、「1 間伐材生産」の「関連条件整備活動等」の「森林作業道整備」に準ずる。	1 知事が定める森林作業道作設指針の基準を満たしたものとする。 2 知事が別に定める生産基盤強化区域又は市長村が別に定める市町村林整備計画の効率的施業区域の全部又は一部が含まれる路線において行われるものであり、かつ、選定経営体による間伐、人工造林等が計画されていること。	本表の「01 体質強化・花粉削減」、「1 間伐材生産」の「関連条件整備活動等」の「森林作業道整備」に準ずる。	
		森林作業道の機能強化 改良 土工 擁壁工(ふとんかご工) (丸太積土留工) 排水施設工(横断排水工・洗越工) その他(その他)	1 知事が定める森林作業道作設指針の基準を満たしたものとする。 2 選定経営体による間伐、人工造林等が計画されている、知事が別に定める生産基盤強化区域内又は市町村が別に定める市町村森林整備計画の効率的施業区域内の既設森林作業道で実施すること。 3 1箇所あたりの事業費（路線の効用の發揮上、一体的に施行することが必要な同一路線内の事業費をいう。）が、おおむね200,000円以上であること。	事業費の1／2以内	

			関連条件整備	対象森林の調査及び森林所有者の取付け等(林業専用道(規格相当)整備、森林作業道整備及び森林作業道整備の機能強化と一体的に実施)	林業専用道(規格相当)整備、森林作業道整備及び森林作業道整備の機能強化に着手する上で、直接必要となるもの	本表の「01 体質強化・花粉削減」、「1 間伐材生産」の「関連条件整備活動等」の「関連条件整備活動」に準ずる。
			機械器具の整備	①レーザ計測機器 ②路網線形設計支援ソフト ③3次元設計ソフト	本表の「02 循環成長」、「2 路網の整備」の林業専用道(規格相当)整備及び森林作業道整備の実施に必要な機械器具の整備に要する経費(購入又は賃借料、それらの運送料等)	①事業費の1/2以内とし、単価の上限は2,500千円(税抜き)とする。 (1,000円未満切捨て) ②単価の上限は700千円とする。 (1,000円未満切捨て) ③単価の上限は1,350千円とする。 (1,000円未満切捨て)
			3 省力・低コスト造林対策	市町村、森林整備法人等及び選定経営体	再造林のトータルコスト削減・省力化	別表第4のとおり
				①一貫作業 主伐との一貫作業による人工造林(大苗・エリートツリーの活用等によるトータルコストの縮減が見込まれるもの。)の実施に要する経費(末木枝条等の搬出(主伐時に全木又は全幹による集材が行われるものに限る。)、苗木代及び苗木運搬を含む。伐倒及び幹の搬出集積の経費は含まない。) ②再造林 大苗・エリートツリー等の活用によるトータルコストの縮減又は省力化が見込まれる人工造林の実施に要する経費(地植え及び植栽(苗木代及び苗木運搬を含む。))	1 森林経営計画対象森林において本事業を実施する場合には当該計画に基づき、森林法第10条の8に規定する伐採及び伐採後の造林の届出をして本事業を実施する場合(当該届出を要しない場合を含む。)には当該届出に基づき、それぞれ再造林を行うこと。 2 森林経営計画対象森林以外の森林で本事業を実施しようとする場合は、事業実施前または事業実施後において、当該森林を森林経営計画の対象森林とするよう努めること。 3 集材と植栽の両方を実施した場合のみ支援対象とし、原則、集材と植栽の実施年度が同年度であること。 4 1施行地は、0.1ha以上とする。なお、1施行地とは、原則として接続する区域とし、事業実施主体が本事業を申請する際の最低単位とすることができる。 5 過去5年以内に同一施行地において国庫補助事業による間伐等を実施していないこと。 6 植栽する樹種は、森林環境保全整備事業実施要領第1の1及び2において対象としている樹種(経常的に製材品等として流通することが期待できないものを除く。)とする。 7 再造林から下刈り終了までの事業計画を作成できること。	別表第4のとおり
				下刈り	2 齢級以下の林分で行う下刈り	別表第4のとおり
					1 1施行地は、0.1ha以上とする。なお、1施行地とは、原則として接続する区域とし、事業実施主体が本事業を申請する際の最低単位とすることができる。 2 同一施行地における3回までの下刈りを条件とする。 3 従来の造林と比べ、効率的・低コスト化が図られると期待される技術で実施すること。	

つる切	3 齢級以下の林分で行うつる切	1 1 施行地は、0.1ha以上とする。なお、1 施行地とは、原則として接続する区域とし、事業実施主体が本事業を申請する際の最低単位とすることができる。 2 低密度植栽を実施した箇所における 2 回までのつる切を対象とする。	実行経費の1/2以内
機械器具の整備	①苗木運搬用のドローンや架線（滑車等の附属機械器具含む） ②植栽に要するディブルや電動植穴機 ③下刈りに要する機械器具（刈払機を除く） ④施行地管理用のドローン（ソフトウェア等の付属機械含む） ⑤その他（知事が認める機械器具）	本表の「0 2 循環成長」、「3 省力・低コスト造林対策」の再造林のトータルコスト削減・省力化及び下刈りの実施に必要な機械器具の整備に要する経費（購入又は賃借料、それらの運送料等）	別表第 4 にある、一体的に実施する再造林のトータルコスト削減・省力化及び下刈り（以下、「本体事業」という。）の条件区分が①に該当する場合は、事業費の 2／3 以内とし、単価の上限は 666,000 円（税抜き）。 （1,000 円未満切捨て） 別表第 4 にある、本体事業の条件区分が②に該当する場合、事業費の 1／2 以内とし、単価の上限は 500,000 円（税抜き）。 （1,000 円未満切捨て）
関連条件整備活動等	関連条件整備活動	対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け（本体事業と一体的に実施）	森林施業に着手する上で、直接必要となるもの。ただし、次のア及びイについては、1 施行地につき 1 度までとする。 ア 複数年にわたる造林の長期受委託契約の締結に係る同意の取り付けのために要する経費 イ 再造林経費の拠出を目的とした基金の造成及び運営に要する経費
	森林作業道整備	本表の「0 1 体質強化・花粉削減」、「1 間伐材生産」の「関連条件整備活動等」の「森林作業道整備」に準ずる。	本体事業と一体的に実施するもの。 2 知事が定める森林作業道作設指針の基準を満たしたものととする。
	鳥獣被害対策防止施設等の整備	本表の「0 1 体質強化・花粉削減」、「1 間伐材生産」の「関連条件整備活動等」の「鳥獣被害対策防止施設等の整備」に準ずる。	本体事業と一体的に実施する鳥獣害防止ネット等 別表第 4 にある、本体事業の条件区分が①に該当する場合は、別途高知県造林事業で定める 1ha 当たり又は 10m 当たりの標準単価（間接費含む。）の 3 分の 2（千円未満切捨て）により算出した額以内。 別表第 4 にある、本体事業の条件区分が②に該当する場合、別途高知県造林事業で定める 1ha 当たり又は 10m 当たりの標準単価（間接費含む。）の 2 分の 1（千円未満切捨て）により算出した額以内。
再造林等支援	再造林のトータルコスト削減・省力化及び下刈りに係る嵩上げ支援	別表第 5 のとおり。	別表第 5 のとおり。

03 花粉の少ない森林への転換促進	花粉の少ない森林への転換促進の支援	市町村、森林組合等、森林整備法人等及び森林法第11条に規定する森林経営計画の認定を策定する能力を有する事業者	植替活動金	花粉の少ない森林への転換を目的とし、森林所有者への伐採・植替等の森林管理の委託に対する働きかけを行い、対象となる森林の森林管理の委託を受けるための経費	1 スギ人工林伐採重点区域のうち、森林経営計画における主伐が計画されていない森林であること。 2 1の対象森林において、森林経営計画を策定・変更し、花粉の少ない苗木等による植替を計画すること。ただし、やむを得ず伐採後に経営計画を策定・変更する場合は、森林所有者から伐採後に花粉の少ない苗木等による植替促進を行うことが分かる森林経営計画対象森林にする旨の同意書を徴収すること。 (花粉の少ない苗木とは、「スギ花粉発生源対策推進方針」(平成13年6月19日付け13林整備第31号林野庁長官通知)に定められる花粉の少ない品種、カバノキ属及びハンノキ属を除く広葉樹またはスギ・ヒノキを除く針葉樹)	定額 12万円/ha
			植替促進費	植替活動後の対象森林において、花粉の少ない森林への転換促進に係る伐採を行ったことに対する植替促進費	1 植替活動によって森林所有者に同意が得られ、花粉の少ない苗木等による植替えの対象となる森林の伐採を行うもの。 2 本表の「03 花粉の少ない森林への転換促進」、「花粉の少ない森林への転換促進の支援」の植替活動金と同時に実施するものとし、植替促進費のみの申請はできないものとする。	定額 ① 花粉の少ない森林への転換促進に係る伐採において、伐倒作業をチェーンソーで行っている場合 35万円/ha ② ①以外の場合で、本事業で作成された森林経営計画又は提出された伐採及び伐採後の造林の届出に沿った伐採のうち、伐採地の中心から集積地までの距離が2,000m以上の場合 25万円/ha

※表中補助対象経費の区分欄の「その他」とは、補助事業に必要な施設のうち、知事が特に認めるものをいう。

別表第2（第5条―第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表第3(第5条関係)

施 設 等		転 用 制 限 基 準	
		転 用 制 限 期 間	交 付 金 返 還 範 囲 内 容
0 1 体質強化・花粉削減	1 間伐材生産	本事業の完了年度の翌年度から起算して5年	1 当該林地又は当該施設について、その全部が転用されたとき（事業実施箇所を売り渡し、譲渡し、賃借権、地上権等を設定させた後、当該事業実施箇所が森林以外の用途に転用される場合を含む。）又は事業実施箇所の全部の地上の立木の全面伐採除去を行う行為（森林作業道整備、森林災害等復旧林道整備、林業専用道整備の事業により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。）
			全 部
	2 路網の整備	本事業の完了年度の翌年度から起算して5年	2 当該林地又は当該施設について、その一部が転用されたとき（事業実施箇所を売り渡し、譲渡し、賃借権、地上権等を設定させた後、当該事業実施箇所が森林以外の用途に転用される場合を含む。）又は事業実施箇所の一部の地上の立木の全面伐採除去を行う行為（森林作業道整備、森林災害等復旧林道整備、林業専用道整備の事業により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。）
			一 部
	3 スギ人工林伐採重点区域における路網の整備	本事業の完了年度の翌年度から起算して5年	1 当該林業専用道(規格相当)又は当森林作業道について、その全部が転用、若しくは用途変更され、又は補助目的を達成することが困難となったとき。
			全 部
0 2 循環成長	1 間伐材生産	本事業の完了年度の翌年度から起算して5年	2 当該林業専用道(規格相当)又は当該森林作業道について、その一部が転用、若しくは用途変更され、又は補助目的を達成することが困難となったとき。
			一 部
	2 路網の整備	本事業の完了年度の翌年度から起算して5年	本表の「0 1 体質強化・花粉削減」の「2 路網の整備」の1に準ずる。
			本表の「0 1 体質強化・花粉削減」の「2 路網の整備」の2に準ずる。
	3 省力・低コスト造林対策	本事業の完了年度の翌年度から起算して5年	本表の「0 1 体質強化・花粉削減」の「1 間伐材生産」の1に準ずる。
			本表の「0 1 体質強化・花粉削減」の「1 間伐材生産」の2に準ずる。
0 3 花粉の少ない森林への転換促進	花粉の少ない森林への転換促進の支援	本事業の完了年度の翌年度から起算して5年	本表の「0 1 体質強化・花粉削減」の「2 路網の整備」の1に準ずる。
			本表の「0 1 体質強化・花粉削減」の「2 路網の整備」の2に準ずる。

別表第 4

間伐材の生産（定額単価）

1 衛星通信機器等の活用がない場合											
単位：円/ha当たり以内											
	搬出材積区分	間 接 費 率									
		0%	3%	10%	13%	18%	21%	24%	31%	34%	39%
定額単価	10m3以上30m3未満	199,000	204,000	218,000	224,000	234,000	240,000	246,000	260,000	266,000	276,000
	30m3以上50m3未満	270,000	278,000	297,000	305,000	318,000	326,000	334,000	353,000	361,000	375,000
	50m3以上70m3未満	415,000	427,000	456,000	468,000	489,000	501,000	513,000	542,000	555,000	575,000
	70m3以上	561,000	577,000	616,000	633,000	661,000	678,000	694,000	734,000	751,000	779,000
	※熱中症加算又は技術者加算のどちらかを適用する場合	4%	11%	14%	19%	22%	25%	32%	35%	40%	
	10m3以上30m3未満	206,000	220,000	226,000	236,000	242,000	248,000	262,000	268,000	278,000	
	30m3以上50m3未満	280,000	299,000	307,000	321,000	329,000	337,000	356,000	364,000	378,000	
	50m3以上70m3未満	430,000	460,000	472,000	493,000	506,000	518,000	547,000	559,000	580,000	
	70m3以上	582,000	622,000	638,000	667,000	683,000	701,000	739,000	757,000	784,000	
	※熱中症加算及び技術者加算をともに適用する場合	5%	12%	15%	20%	23%	26%	33%	36%	41%	
	10m3以上30m3未満	208,000	222,000	228,000	238,000	244,000	250,000	264,000	270,000	280,000	
	30m3以上50m3未満	283,000	302,000	310,000	324,000	332,000	340,000	359,000	367,000	380,000	
	50m3以上70m3未満	435,000	463,000	477,000	497,000	510,000	522,000	551,000	563,000	584,000	
	70m3以上	588,000	627,000	644,000	672,000	689,000	706,000	745,000	762,000	790,000	

2 衛星通信機器等の活用がある場合											
単位：円/ha当たり以内											
	搬出材積区分	間 接 費 率									
		0%	3%	10%	13%	18%	21%	24%	31%	34%	39%
定額単価	10m3以上30m3未満	200,000	206,000	220,000	226,000	236,000	242,000	248,000	262,000	268,000	278,000
	30m3以上50m3未満	272,000	280,000	299,000	307,000	320,000	329,000	337,000	356,000	364,000	378,000
	50m3以上70m3未満	419,000	431,000	460,000	472,000	493,000	506,000	519,000	548,000	560,000	582,000
	70m3以上	566,000	582,000	622,000	639,000	667,000	684,000	701,000	740,000	758,000	786,000
	※熱中症加算又は技術者加算のどちらかを適用する場合	4%	11%	14%	19%	22%	25%	32%	35%	40%	
	10m3以上30m3未満	208,000	222,000	228,000	238,000	244,000	250,000	264,000	270,000	280,000	
	30m3以上50m3未満	282,000	301,000	310,000	323,000	331,000	340,000	359,000	367,000	380,000	
	50m3以上70m3未満	435,000	464,000	477,000	498,000	510,000	523,000	553,000	565,000	586,000	
	70m3以上	588,000	627,000	645,000	673,000	690,000	707,000	747,000	763,000	792,000	
	※熱中症加算及び技術者加算をともに適用する場合	5%	12%	15%	20%	23%	26%	33%	36%	41%	
	10m3以上30m3未満	210,000	224,000	230,000	240,000	246,000	252,000	266,000	272,000	282,000	
	30m3以上50m3未満	285,000	304,000	312,000	326,000	334,000	342,000	361,000	369,000	383,000	
	50m3以上70m3未満	439,000	469,000	481,000	502,000	515,000	527,000	556,000	569,000	590,000	
	70m3以上	593,000	633,000	650,000	679,000	695,000	713,000	752,000	769,000	797,000	

注1) 上記の定額単価には間接費を含む。

注2) 搬出材積区分と間接費率の交点にある定額単価を適用するものとする。

注3) 「2 衛星通信機器等の活用がある場合」の定額単価は、労働災害等の発生時に消防や救急機関等への緊急連絡体制を確保するための衛星通信機器等の活用がある場合に適用するものとする。

注4) 予定工期の過半以上の施行を熱中症加算期間（7～9月）に予定している場合及び、「林業の作業現場における技能者の在籍状況の把握等について」（令和7年3月21日付け 6 林政経第365号経営課長・森林利用課長通知）に基づき、事業主体が、技能者が3割以上在籍するものとして都道府県により公表又は把握されている場合（以下「技術者加算」という。）は、それぞれ1%加算できるものとする。

再造林のトータルコスト削減・省力化（①一貫作業）（定額単価）

1 衛星通信機器等の活用がない場合

単位：円/ha当たり以内

	樹種	条件区分	間 接 費 率									
			0%	3%	10%	13%	18%	21%	24%	31%	34%	39%
定額単価	スギ	①：下記条件を満たす場合	1,232,000	1,268,000	1,355,000	1,392,000	1,453,000	1,490,000	1,527,000	1,613,000	1,650,000	1,712,000
		②：下記条件を満たしていない場合	924,000	951,000	1,016,000	1,044,000	1,090,000	1,118,000	1,145,000	1,210,000	1,238,000	1,284,000
	ヒノキ	①：下記条件を満たす場合	1,245,000	1,282,000	1,369,000	1,406,000	1,469,000	1,506,000	1,543,000	1,630,000	1,668,000	1,730,000
		②：下記条件を満たしていない場合	934,000	962,000	1,027,000	1,055,000	1,102,000	1,130,000	1,158,000	1,223,000	1,251,000	1,298,000
	※熱中症加算又は技術者加算のどちらかを適用する場合			4%	11%	14%	19%	22%	25%	32%	35%	40%
	スギ	①：下記条件を満たす場合		1,281,000	1,367,000	1,404,000	1,466,000	1,503,000	1,540,000	1,626,000	1,663,000	1,724,000
		②：下記条件を満たしていない場合		960,000	1,025,000	1,053,000	1,099,000	1,127,000	1,155,000	1,219,000	1,247,000	1,293,000
	ヒノキ	①：下記条件を満たす場合		1,294,000	1,381,000	1,419,000	1,481,000	1,518,000	1,556,000	1,643,000	1,680,000	1,743,000
		②：下記条件を満たしていない場合		971,000	1,036,000	1,064,000	1,111,000	1,139,000	1,167,000	1,232,000	1,260,000	1,307,000
	※熱中症加算及び技術者加算をともに適用する場合			5%	12%	15%	20%	23%	26%	33%	36%	41%
	スギ	①：下記条件を満たす場合		1,293,000	1,379,000	1,416,000	1,478,000	1,515,000	1,552,000	1,638,000	1,675,000	1,737,000
		②：下記条件を満たしていない場合		970,000	1,034,000	1,062,000	1,108,000	1,136,000	1,164,000	1,228,000	1,256,000	1,302,000
	ヒノキ	①：下記条件を満たす場合		1,307,000	1,394,000	1,431,000	1,494,000	1,531,000	1,568,000	1,655,000	1,693,000	1,755,000
		②：下記条件を満たしていない場合		980,000	1,046,000	1,074,000	1,120,000	1,148,000	1,176,000	1,242,000	1,270,000	1,316,000

2 衛星通信機器等の活用がある場合

単位：円/ha当たり以内

	樹種	条件区分	間 接 費 率									
			0%	3%	10%	13%	18%	21%	24%	31%	34%	39%
定額単価	スギ	①：下記条件を満たす場合	1,244,000	1,281,000	1,368,000	1,405,000	1,467,000	1,505,000	1,542,000	1,629,000	1,666,000	1,729,000
		②：下記条件を満たしていない場合	933,000	960,000	1,026,000	1,054,000	1,100,000	1,128,000	1,156,000	1,222,000	1,250,000	1,296,000
	ヒノキ	①：下記条件を満たす場合	1,245,000	1,282,000	1,369,000	1,406,000	1,469,000	1,506,000	1,543,000	1,630,000	1,668,000	1,730,000
		②：下記条件を満たしていない場合	934,000	962,000	1,027,000	1,055,000	1,102,000	1,130,000	1,158,000	1,223,000	1,251,000	1,298,000
	※熱中症加算又は技術者加算のどちらかを適用する場合			4%	11%	14%	19%	22%	25%	32%	35%	40%
	スギ	①：下記条件を満たす場合		1,293,000	1,380,000	1,418,000	1,480,000	1,517,000	1,555,000	1,642,000	1,679,000	1,741,000
		②：下記条件を満たしていない場合		970,000	1,035,000	1,063,000	1,110,000	1,138,000	1,166,000	1,231,000	1,259,000	1,306,000
	ヒノキ	①：下記条件を満たす場合		1,294,000	1,381,000	1,419,000	1,481,000	1,518,000	1,556,000	1,643,000	1,680,000	1,743,000
		②：下記条件を満たしていない場合		971,000	1,036,000	1,064,000	1,111,000	1,139,000	1,167,000	1,232,000	1,260,000	1,307,000
	※熱中症加算及び技術者加算をともに適用する場合			5%	12%	15%	20%	23%	26%	33%	36%	41%
	スギ	①：下記条件を満たす場合		1,306,000	1,393,000	1,430,000	1,492,000	1,530,000	1,567,000	1,654,000	1,691,000	1,754,000
		②：下記条件を満たしていない場合		979,000	1,044,000	1,072,000	1,119,000	1,147,000	1,175,000	1,240,000	1,268,000	1,315,000
	ヒノキ	①：下記条件を満たす場合		1,307,000	1,394,000	1,431,000	1,494,000	1,531,000	1,568,000	1,655,000	1,693,000	1,755,000
		②：下記条件を満たしていない場合		980,000	1,046,000	1,074,000	1,120,000	1,148,000	1,176,000	1,242,000	1,270,000	1,316,000

条件	下刈り終了までの直接経費（間接費除く）が2,167千円/ha以下の場合
----	-------------------------------------

- 注1) 上記の定額単価には間接費を含む。
- 注2) 条件区分と間接費率の交点にある定額単価を適用するものとする。
- 注3) 「2 衛星通信機器等の活用がある場合」の定額単価は、労働災害等の発生時に消防や救急機関等への緊急連絡体制を確保するための衛星通信機器等の活用がある場合に適用するものとする。
- 注4) 熱中症加算及び技術者加算については、別表第4「間伐材の生産」の注4のとおり。
- 注5) 再造林等支援の補助金額については、別表第5で別に計算するものとし、この定額単価には含まれない。

再造林のトータルコスト削減・省力化（②再造林）（定額単価）

1 衛星通信機器等の活用がない場合

単位：円/ha当たり以内

	樹種	条件区分	間 接 費 率									
			0%	3%	10%	13%	18%	21%	24%	31%	34%	39%
定額単価	スギ	①：下記条件を満たす場合	610,000	628,000	671,000	689,000	719,000	738,000	756,000	799,000	817,000	847,000
		②：下記条件を満たしていない場合	457,000	470,000	502,000	516,000	539,000	552,000	566,000	598,000	612,000	635,000
	ヒノキ	①：下記条件を満たす場合	622,000	640,000	684,000	702,000	733,000	752,000	771,000	814,000	833,000	864,000
		②：下記条件を満たしていない場合	467,000	481,000	513,000	527,000	551,000	565,000	579,000	611,000	625,000	649,000
	※熱中症加算又は技術者加算のどちらかを適用する場合		4%	11%	14%	19%	22%	25%	32%	35%	40%	
	スギ	①：下記条件を満たす場合	634,000	677,000	695,000	725,000	744,000	762,000	805,000	823,000	854,000	
		②：上記の条件を満たしていない場合	475,000	507,000	520,000	543,000	557,000	571,000	603,000	616,000	639,000	
	ヒノキ	①：下記条件を満たす場合	646,000	690,000	709,000	740,000	758,000	777,000	821,000	839,000	870,000	
		②：上記の条件を満たしていない場合	485,000	518,000	532,000	555,000	569,000	583,000	616,000	630,000	653,000	
	※熱中症加算及び技術者加算をともに適用する場合		5%	12%	15%	20%	23%	26%	33%	36%	41%	
	スギ	①：下記条件を満たす場合	640,000	683,000	701,000	732,000	750,000	768,000	811,000	829,000	860,000	
		②：上記の条件を満たしていない場合	479,000	511,000	525,000	548,000	562,000	575,000	607,000	621,000	644,000	
	ヒノキ	①：下記条件を満たす場合	653,000	696,000	715,000	746,000	765,000	783,000	827,000	845,000	877,000	
		②：上記の条件を満たしていない場合	490,000	523,000	537,000	560,000	574,000	588,000	621,000	635,000	658,000	

2 衛星通信機器等の活用がある場合

単位：円/ha当たり以内

	樹種	条件区分	間 接 費 率									
			0%	3%	10%	13%	18%	21%	24%	31%	34%	39%
定額単価	スギ	①：下記条件を満たす場合	616,000	634,000	677,000	696,000	726,000	745,000	763,000	806,000	825,000	856,000
		②：下記条件を満たしていない場合	462,000	475,000	508,000	522,000	545,000	559,000	572,000	605,000	619,000	642,000
	ヒノキ	①：下記条件を満たす場合	628,000	646,000	690,000	709,000	741,000	759,000	778,000	822,000	841,000	872,000
		②：下記条件を満たしていない場合	471,000	485,000	518,000	532,000	555,000	569,000	584,000	617,000	631,000	654,000
	※熱中症加算又は技術者加算のどちらかを適用する場合		4%	11%	14%	19%	22%	25%	32%	35%	40%	
	スギ	①：下記条件を満たす場合	640,000	683,000	702,000	733,000	751,000	770,000	813,000	831,000	862,000	
		②：上記の条件を満たしていない場合	480,000	512,000	526,000	549,000	563,000	577,000	609,000	623,000	646,000	
	ヒノキ	①：下記条件を満たす場合	653,000	697,000	715,000	747,000	766,000	785,000	828,000	847,000	879,000	
		②：上記の条件を満たしていない場合	489,000	522,000	536,000	560,000	574,000	588,000	621,000	635,000	659,000	
	※熱中症加算及び技術者加算をともに適用する場合		5%	12%	15%	20%	23%	26%	33%	36%	41%	
	スギ	①：下記条件を満たす場合	646,000	689,000	708,000	739,000	757,000	776,000	819,000	837,000	868,000	
		②：上記の条件を満たしていない場合	485,000	517,000	531,000	554,000	568,000	582,000	614,000	628,000	651,000	
	ヒノキ	①：下記条件を満たす場合	659,000	703,000	722,000	753,000	772,000	791,000	835,000	854,000	885,000	
		②：上記の条件を満たしていない場合	494,000	527,000	541,000	565,000	579,000	593,000	626,000	640,000	664,000	

条件	下記のいずれかに該当すること。 ・イ…下刈り終了までの直接経費（間接費除く）が1,722千円/ha以下の場合 ・ロ…下刈り終了までの直接経費（間接費除く）が2,368千円/ha以下かつ人工数の合計が44人工/ha以下の場合 ・ハ…下刈り終了までの直接経費（間接費除く）が2,584千円/ha以下かつ人工数の合計が38人工/ha以下の場合
----	---

注1) 上記の定額単価には間接費を含む。

注2) 条件区分と間接費率の交点にある定額単価を適用するものとする。

注3) 「2 衛星通信機器等の活用がある場合」の定額単価は、労働災害等の発生時に消防や救急機関等への緊急連絡体制を確保するための衛星通信機器等の活用がある場合に適用するものとする。

注4) 熱中症加算及び技術者加算については、別表第4「間伐材の生産」の注4のとおり。

注5) 再造林等支援の補助金額については、別表第5で別に計算するものとし、この定額単価には含まれない。

下刈り（定額単価）

1 衛星通信機器等の活用がない場合

単位：円/ha当たり以内

	種別	条件区分	間 接 費 率									
			0%	3%	10%	13%	18%	21%	24%	31%	34%	39%
定額単価	全刈り （毎年）	①：本体事業の条件区分が①の場合	124,000	127,000	136,000	140,000	146,000	150,000	153,000	162,000	166,000	172,000
		②：本体事業の条件区分が②の場合	93,000	95,000	102,000	105,000	109,000	112,000	115,000	121,000	124,000	129,000
	全刈り （隔年）	①：本体事業の条件区分が①の場合	149,000	153,000	163,000	168,000	175,000	180,000	184,000	195,000	199,000	207,000
		②：本体事業の条件区分が②の場合	112,000	115,000	123,000	126,000	132,000	135,000	138,000	146,000	150,000	155,000
	※熱中症加算又は技術者加算のどちらかを適用する場合		4%	11%	14%	19%	22%	25%	32%	35%	40%	
	全刈り （毎年）	①：本体事業の条件区分が①の場合	128,000	137,000	141,000	147,000	151,000	155,000	163,000	167,000	173,000	
		②：本体事業の条件区分が②の場合	96,000	103,000	106,000	110,000	113,000	116,000	122,000	125,000	130,000	
	全刈り （隔年）	①：本体事業の条件区分が①の場合	154,000	165,000	169,000	177,000	181,000	186,000	196,000	201,000	208,000	
		②：本体事業の条件区分が②の場合	116,000	124,000	127,000	133,000	136,000	140,000	147,000	151,000	156,000	
	※熱中症加算及び技術者加算をともに適用する場合		5%	12%	15%	20%	23%	26%	33%	36%	41%	
	全刈り （毎年）	①：本体事業の条件区分が①の場合	130,000	138,000	142,000	148,000	152,000	156,000	164,000	168,000	174,000	
		②：本体事業の条件区分が②の場合	97,000	104,000	106,000	111,000	114,000	117,000	123,000	126,000	131,000	
	全刈り （隔年）	①：本体事業の条件区分が①の場合	156,000	166,000	171,000	178,000	183,000	187,000	198,000	202,000	210,000	
		②：本体事業の条件区分が②の場合	117,000	125,000	128,000	134,000	137,000	141,000	148,000	152,000	157,000	

2 衛星通信機器等の活用がある場合

単位：円/ha当たり以内

	種別	条件区分	間 接 費 率									
			0%	3%	10%	13%	18%	21%	24%	31%	34%	39%
定額単価	全刈り （毎年）	①：本体事業の条件区分が①の場合	125,000	128,000	137,000	141,000	147,000	151,000	155,000	163,000	167,000	173,000
		②：本体事業の条件区分が②の場合	94,000	96,000	103,000	106,000	110,000	113,000	116,000	123,000	125,000	130,000
	全刈り （隔年）	①：本体事業の条件区分が①の場合	150,000	154,000	165,000	169,000	177,000	181,000	186,000	196,000	201,000	208,000
		②：本体事業の条件区分が②の場合	113,000	116,000	124,000	127,000	133,000	136,000	140,000	148,000	151,000	157,000
	※熱中症加算又は技術者加算のどちらかを適用する場合		4%	11%	14%	19%	22%	25%	32%	35%	40%	
	全刈り （毎年）	①：本体事業の条件区分が①の場合	130,000	138,000	142,000	148,000	152,000	156,000	165,000	168,000	175,000	
		②：本体事業の条件区分が②の場合	97,000	104,000	107,000	111,000	114,000	117,000	124,000	126,000	131,000	
	全刈り （隔年）	①：本体事業の条件区分が①の場合	156,000	166,000	171,000	178,000	183,000	187,000	198,000	202,000	210,000	
		②：本体事業の条件区分が②の場合	117,000	125,000	128,000	134,000	137,000	141,000	149,000	152,000	158,000	
	※熱中症加算及び技術者加算をともに適用する場合		5%	12%	15%	20%	23%	26%	33%	36%	41%	
	全刈り （毎年）	①：本体事業の条件区分が①の場合	131,000	140,000	143,000	150,000	153,000	157,000	166,000	170,000	176,000	
		②：本体事業の条件区分が②の場合	98,000	105,000	108,000	112,000	115,000	118,000	125,000	127,000	132,000	
	全刈り （隔年）	①：本体事業の条件区分が①の場合	157,000	168,000	172,000	180,000	184,000	189,000	199,000	204,000	211,000	
		②：本体事業の条件区分が②の場合	118,000	126,000	129,000	135,000	138,000	142,000	150,000	153,000	159,000	

注1) 上記の定額単価には間接費を含む。

注2) 条件区分と間接費率の交点にある定額単価を適用するものとする。

注3) 条件区分の「2 衛星通信機器等の活用がある場合」は、労働災害等の発生時に消防や救急機関等への緊急連絡体制を確保するための衛星通信機器等の活用がある場合に適用するものとする。

注4) 熱中症加算及び技術者加算については、別表第4「間伐材の生産」の注4のとおり。

注5) 再造林等支援の補助金額については、別表第5で別に計算するものとし、この定額単価には含まれない。

別表第 5

事業名	事業区分	補助率等	補助の条件
再造林等支援事業	1 人工造林	ア 森林環境保全整備事業等において査定係数180が適用される施行地の場合、知事が別に定める標準経費の90（95）％から当事業の補助金額を差し引いた額又は実行経費のうちいずれか低い方以内とする。 イ 森林環境保全整備事業等において査定係数170が適用される施行地の場合、アの90（95）％を86（91）％に読み替える。 ウ 森林環境保全整備事業等において査定係数90が適用される施行地の場合、アの90（95）％を54（59）％に読み替える。 エ イ又はウにおいて、林業適地である保安林において指定施業要件で定められた本数が適用される単価区分により植栽された場合は、各数値に4％を加算する。 オ アからウにおける括弧内の数字は、人工造林においてコンテナ苗が使用された場合に適用することとし、2には適用しない。	以下のすべてを満たすこと。 （ア） 当事業の採択を受けた者 （イ） 低密度植栽であること （ウ） 林業適地以外で人工造林を行う場合は、広葉樹の植栽本数を半数以上とすること
	2 付帯施設等整備のうち鳥獣害防止施設等整備	1 のアからエに準ずる。	1 に準ずる。
	3 下刈り	知事が別に定める標準経費の18％以内とする。	以下のすべてを満たすこと （ア） 3 回までの下刈りであること （イ） 1 で採択を受けたもの又は低密度植栽により植栽されたものであること

注1) 工種ごとの事業内容は別表第 4 に準ずる。

注2) 実行経費には、別表第 2 に定める補助対象経費に手数料等及び森林保険料を含めることができるものとする。

注3) 低密度植栽とは、1 ha 当たり2,000本以下の植栽とする。ただし、人工造林において、やむを得ず植栽本数が1 ha 当たり2,000本を超える場合は、1 ha 当たり2,500本までの植栽に限り、森林環境保全整備事業等において1 ha 当たり2,000本が適用される標準経費に上乗せする補助率を乗じた補助額を補助の上限とする。

注4) 保安林にあつては、指定施業要件で定められた本数が適用される区分（最大で1 ha 当たり3,000本まで）の標準経費に補助率を乗じた補助額を補助の上限とする。ただし、指定施業要件が1 ha 当たり2,000本以下の場合にあつては、1 ha 当たり2,000本の植栽を補助対象上限とし、その範囲内で植栽本数に応じた標準経費に補助率を乗じた補助額を補助の上限とする。

注4) 下刈りの対象林齢は、原則、5年生までとする。ただし、生育不良箇所については10年生まで補助対象とできるものとする。

注5) 国有林の分収造林地は、林業適地を定める市町村森林整備計画の対象外であるため、当該森林と一体とみなすことができる周辺の森林が林業適地に設定されていることをもって林業適地とみなすことができる。

注6) 別表第 4 の条件区分②の場合、上表で計算した額に0.75を乗じた額以内とする。

別記
第 1 号様式（第 4 条関係）

第 号
令和 年 月 日

〇〇林業（振興）事務所長 様

補助事業者
（市町村以外の交付事業者
にあっては、住所も記入し
てください。）
（生年月日）

令和 年度高知県木材安定供給推進事業費補助金交付申請書

令和 年度において別添のとおり事業を実施したいので、高知県木材安定供給推進事業
費補助金交付要綱第 4 条第 1 項の規定により補助金 円を交付されたく申請しま
す。

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の配分

(1) 総括

(円)

事業区分 (メニュー)		事業種目	総事業費 (A)+(B)+(C)	負担区分			備 考
				県補助金 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)	
0 1 体質強化・花粉削減	1 間伐材生産	(別表 1 の事業種目から記入)					
		(計)					
	2 路網の整備	(別表 1 の事業種目から記入)					
		(計)					
	3 スギ人工林伐採重点区域における路網の整備	(別表 1 の事業種目から記入)					
		(計)					
0 2 循環成長	1 間伐材生産	(別表 1 の事業種目から記入)					
		(計)					
	2 路網の整備	(別表 1 の事業種目から記入)					
		(計)					
	3 省力・低コスト造林対策	(別表 1 の事業種目から記入)					
		(計)					
0 3 花粉の少ない森林への転換促進	花粉の少ない森林への転換促進の支援	(別表 1 の事業種目から記入)					
		(計)					
(総計)							

(注)

1 該当のメニュー以外は省略するとともに、必要に応じて行を追加してください。

2 再造林等支援の総事業費に手数料等及び森林保険料を含める場合、備考欄にその額を記載してください。

(2) 事業計画

事業区分 (メニュー)		事業種目	事業実施 主 体 名	施 行 箇所名	区 分	構造規格 又は規模	事業量	事業費 ((A)+(B)+(C))	経費内訳			工 期		備 考
									県補助金	市町村費	その他	着手	完成	
												(A)	(B)	
0 1 体質強化・花粉削減	1 間伐材生産	(別表 1 の事業種目から記入)												
		(計)												
	2 路網の整備	(別表 1 の事業種目から記入)												
		(計)												
	3 スギ人工林伐採重点区域における路網の整備	(別表 1 の事業種目から記入)												
		(計)												
0 2 循環成長	1 間伐材生産	(別表 1 の事業種目から記入)												
		(計)												
	2 路網の整備	(別表 1 の事業種目から記入)												
		(計)												
	3 省力・低コスト造林対策	(別表 1 の事業種目から記入)												
		(計)												
0 3 花粉の少ない森林への転換促進	花粉の少ない森林への転換促進の支援	(別表 1 の事業種目から記入)												
		(計)												

(注) 1 間伐材生産、低コスト再造林対策及び花粉の少ない森林への転換促進の支援については、箇所ごとに、路網の整備については、路線ごとに、それぞれ記入してください。

2 「施行箇所名」欄は、路網の整備については、路線名を記入してください。

3 該当のメニュー以外は省略するとともに、必要に応じて行を追加してください。

4 再造林等支援の総事業費に手数料等及び森林保険料を含める場合、備考欄にその額を記載してください。

3 事業完成（予定）年月日

4 収支予算

(1) 収 入

区 分	予 算 額	備 考
県補助金		
市町村負担金		
その他負担金		
計		

(2) 支 出

区 分	予 算 額	備 考
計		

5 添付書類

- (1) 補助金の交付に関して市町村が定める要綱等（市町村が実施主体の場合のみ）
- (2) 施行箇所及び区域を記した図面（5万分の1及び5,000分の1の施業図）
- (3) 補助金に係る消費税仕入控除税額を減額して申請する場合は、別紙1を添付
- (4) 県税事務所が発行する納税証明書又は県税完納情報の提供に係る同意書（税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式）及び本人確認書類の写し（補助事業者又は補助事業者の委任を受けた取扱機関が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証の写し等。補助事業者又は補助事業者の委任を受けた取扱機関が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証の写し等。ただし、マイナンバーカードは表面のみのコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。）とすること。）
- (5) 税外未収金債務に係る誓約書兼同意書（別紙2又は別紙3）
ただし、補助事業の変更の場合は、（4）及び（5）を省略することができる。
- (6) 環境負荷低減チェックシート（別紙4又は別紙5）

第2号様式（第5条関係）

財産管理台帳

市町村名	事業実施主体	施 行 箇所名	構造規格 又は規模	数量	単価	取得金額		処分制限期間		処分の状況			備考
						取得金額	補助金額 (国費相当額)	耐用年数	処分制限年月日	処分の類別	処分年月日	補金返還額	
					円	円	円						

- （注） 1 数年にわたって施行する施設については、完成した年度で記入し、「備考」欄に施行期間を記入してください。
- 2 「補助金額」欄は、第5号様式の3の（3）による収支精算県補助金額の国費相当分を括弧書きで記入し、当該施設の処分等に当たって国費の返還を必要とする場合は、当該国費相当額により返還額を算定してください。

第3号様式（第8条関係）

第 号
令和 年 月 日

〇〇林業（振興）事務所長 様

補助事業者
（市町村以外の補助事業者にあつては、
住所も記入してください。）

令和 年度高知県木材安定供給推進事業費補助金変更・中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定（又は変更決定）がありました補助金について、下記のとおり計画を変更したいので、高知県木材安定供給推進事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、その承認を申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

（注） 変更事項ごとに補助金交付申請書の様式に変更前（上段）及び変更後の欄を設け、変更前と変更後との内容が対比することができるように作成してください。
ただし、当該変更事項が補助金交付申請書の様式中2の(2)「事業計画」の表中で、「区分」欄の対比にとどまる場合は、「事業計画」以外の様式を省略することができます。

3 添付書類

変更実施設計書

第 号
令和 年 月 日

〇〇林業（振興）事務所長 様

補助事業者
（市町村以外の補助事業者にあつては、住所も記入してください。）

令和 年度高知県木材安定供給推進事業費補助金遂行状況報告書

このことについて、高知県木材安定供給推進事業費補助金交付要綱第 9 条の規定により、別添のとおり報告します。

(令和 年 月 日現在)

事業区分 (メニュー)		事業種目	区 分	事業実施 主 体	施行箇所 (路線名)	計画		出来高		進捗率
						事業量	事業費	事業量	事業費	
							(A)		(B)	(B)/(A)
0 1 体質強化・ 花粉削減	1 間伐材生産	(別表 1 の事業種目から記入)								
		(計)								
	2 路網の整備	(別表 1 の事業種目から記入)								
		(計)								
	3 スギ人工林伐採重点区域に おける路網の整備	(別表 1 の事業種目から記入)								
		(計)								
0 2 循環成長	1 間伐材生産	(別表 1 の事業種目から記入)								
		(計)								
	2 路網の整備	(別表 1 の事業種目から記入)								
		(計)								
	3 省力・低コスト造林対策	(別表 1 の事業種目から記入)								
		(計)								
0 3 花粉の少ない森林への転換促進	花粉の少ない森林への転換促進の支援	(別表 1 の事業種目から記入)								
		(計)								
(総計)										

(注) 該当のメニュー以外は省略するとともに、必要に応じて行を追加してください。

第 号
令和 年 月 日

〇〇林業（振興）事務所長 様

補助事業者
(市町村以外の補助事業者にあつては、住所
も記入してください。)

令和 年度高知県木材安定供給推進事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（又は補助金の変更の決定通知）がありました事業について、高知県木材安定供給推進事業費補助金交付要綱第10条第 1 項の規定により、その実績を別添のとおり報告します。

1 補助事業の成績

(1) 総括

(単位：円)

事業区分 (メニュー)		事業種目	総事業費 (A)+(B)+(C)	負担区分			備 考
				県補助金 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)	
0 1 体質強化・ 花粉削減	1 間伐材生産	(別表 1 の事業種目から記入)					
		(計)					
	2 路網の整備	(別表 1 の事業種目から記入)					
		(計)					
	3 スギ人工林伐採重点区域に おける路網の整備	(別表 1 の事業種目から記入)					
		(計)					
0 2 循環成長	1 間伐材生産	(別表 1 の事業種目から記入)					
		(計)					
	2 路網の整備	(別表 1 の事業種目から記入)					
		(計)					
	3 省力・低コスト造林対策	(別表 1 の事業種目から記入)					
		(計)					
0 3 花粉の少ない 森林への転換促	花粉の少ない森林への転換促進の 支援	(別表 1 の事業種目から記入)					
		(計)					
(総計)							

(注)

1 該当のメニュー以外は省略するとともに、必要に応じて行を追加してください。

2 再造林等支援の総事業費に手数料等及び森林保険料を含む場合、備考欄にその額を記載してください。

(2) 事業実績

事業区分 (メニュー)		事業種目	事業実施 主 体 名	施 行 箇所名	区 分	構造規格 又は規模	事業量	事業費 ((A)+(B)+(C))	経費内訳			工 期		備 考
									県補助金	市町村費	その他	着手	完成	
0 1 体質強化・花粉削減	1 間伐材生産	(別表 1 の事業種目から記入)												
		(計)												
	2 路網の整備	(別表 1 の事業種目から記入)												
		(計)												
	3 スギ人工林伐採重点区域における路網の整備	(別表 1 の事業種目から記入)												
		(計)												
0 2 循環成長	1 間伐材生産	(別表 1 の事業種目から記入)												
		(計)												
	2 路網の整備	(別表 1 の事業種目から記入)												
		(計)												
	3 省力・低コスト造林対策	(別表 1 の事業種目から記入)												
		(計)												
0 3 花粉の少ない森林への転換促進	花粉の少ない森林への転換促進の支援	(別表 1 の事業種目から記入)												
		(計)												

2 事業完成年月日

3 収支精算

(1) 収 入

(単位：円)

区 分	予算額	精算額	差引き増減	備 考
県補助金				
市町村費				
その他負担金				
計				

(注) 「予算額」欄は、前回申請書（重要変更を含む。）に記入したとおりとしてください。

(2) 支 出

(単位：円)

区 分		(A)	(B)	(C)	備 考
0 1 体質強化・花粉削減	1 間伐材生産	(別表1の事業種目から記入)			
	2 路網の整備	(別表1の事業種目から記入)			
	3 スギ人工林伐採重点区域における路網の整備	(別表1の事業種目から記入)			
0 2 循環成長	1 間伐材生産	(別表1の事業種目から記入)			
	2 路網の整備	(別表1の事業種目から記入)			
	3 省力・低コスト造林対策	(別表1の事業種目から記入)			
0 3 花粉の少ない森林への転換促進	花粉の少ない森林への転換促進の支援	(別表1の事業種目から記入)			
計					

(注) 1 事業における区分は、別表第1の事業種目を記入してください。

2 該当のメニュー以外は省略するとともに、必要に応じて行を追加してください。

3 再造林等支援の総事業費に手数料等及び森林保険料を含む場合、備考欄にその額を記載してください。

(3) 収支精算

区 分		県補助金 交付決定額	精算事業費 総 額	県補助率	精 算 県 補助金額	既 受 領 県補助金額	差引き県補助金 未受領(返還)額
0 1 体質強化・花粉削減	1 間伐材生産	円	円		円	円	円
	2 路網の整備						
	3 スギ人工林伐採重点区域における路網の整備						
0 2 循環成長	1 間伐材生産						
	2 路網の整備						
	3 省力・低コスト造林対策						
0 3 花粉の少ない森林への転換促進	花粉の少ない森林への転換促進の支援						
計							

(注) 1 事業における区分は、別表第1の事業種目を記入してください。

2 該当のメニュー以外は省略するとともに、必要に応じて行を追加してください。

3 再造林等支援の総事業費に手数料等及び森林保険料を含む場合、備考欄にその額を記載してください。

4 添付書類

【別表1の01及び02の事業の場合】

(1) 出来高設計書

(2) 別記第1号様式の5の(3)に同じ。

(3) 事業実施箇所別表（別紙6）

(4) 再造林のトータルコスト削減・省力化事業費積算書（別紙7）

(5) 再造林等支援（嵩上げ）に係る補助金額算出表（実施要領 第1号様式の別紙1）

【別表1の03の事業の場合】

(1) 実施面積が分かる資料（実測図または「伐採及び伐採後の造林の届出書」等の写し）

(2) 森林経営計画及び森林所有者が本事業に同意したことが分かる資料の写し（やむを得ず伐採後に経営計画を策定・変更する場合は、森林所有者と交わした伐採後に花粉の少ない苗木等による植替促進を行うことが分かる経営計画対象森林にする旨の同意書及び市町村に提出した「伐採及び伐採後の造林の届出書」若しくは、「適合（確認）通知書」又は「保安林（保安施設地区）内立木伐採許可決定通知書」の写しを付すこと）

(3) 植替促進費を活用して申請箇所の花粉の少ない苗木等による植え替えを行う場合は、森林所有者からその旨の同意を得ていることが確認できる書面

(4) 伐採方法が分かる作業写真

(5) 植替促進費の補助率②の場合、伐採地の中心から集積地（山土場等）までの距離が分かる資料

第 号
令和 年 月 日

〇〇林業（振興）事務所長 様

補助事業者
(市町村以外の補助事業者にあつては、
住所も記入してください。)

令和 年度消費税仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定（又は変更決定）がありました高
知県木材安定供給推進事業費補助金について、高知県木材安定供給推進事業費補助金交付要綱
第10条第 3 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|----------------|--------------------------------|---|---|
| 1 | 高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |
| (1) 別紙 1 | | | |
| (2) (1)のほか参考資料 | | | |

第 令和 年 月 日 号

〇〇林業（振興）事務所長 様

補助事業者
(市町村以外の補助事業者にあつては、
住所も記入してください。)

概 算 払 請 求 書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定通知（又は変更交付の決定通知）がありました令
和 年度高知県木材安定供給推進事業費補助金について、第 四半期分として下記により金 円を高知
県木材安定供給推進事業費補助金交付要綱第11条の規定により概算払によって交付されたく請求します。

記

1 補助事業の内容

区 分 (メニュー)		事 業 費	補 助 金 交付決定額 (A)	既 受 領 補助金額 (B)	今回請求額 (C)	月 日 ま で の 出 来 高	補助金残額 (A)-(B)-(C)	備 考
		円	円	円	円	%	円	

- (注) 1 「区分」欄は、別記第 1 号様式の 2 の(1)に準じて記入してください。
2 別記第 3 号様式に準じた遂行状況報告書（第 1 四半期から第 3 四半期までにおいては
該当半期の末日、第 4 四半期にあつては該当する月日現在）を添えてください。
3 予定出来高のパーセントは、遂行状況報告書と一致させてください。
4 別紙 4 の事業実施箇所別表を添えてください。

2 振込先

金融機関名	口座番号	備 考

第 号
令和 年 月 日

〇〇林業（振興）事務所長 様

補助事業者

（市町村以外の補助事業者にあつては、
住所も記入してください。）

令和 年度高知県木材安定供給推進事業費補助金繰越承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（又は変更交付の決定通知）がありました事業について、別紙理由書に記載した理由により事業の年度内完了が困難になりましたので、高知県木材安定供給推進事業費補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり事業の繰越しを承認されたく関係書類を添えて申請します。

記

- | | | |
|---|-----------------|----------|
| 1 | 事業の繰越しを必要とする金額 | 円 |
| 2 | 1 のうち交付金額 | 円（国費 円） |
| 3 | 令和 年度 事業変更計画書 | 別紙のとおり |
| 4 | 令和 年度 事業支出決算見込書 | 別紙のとおり |
| 5 | 繰越理由書 | 別紙のとおり |
| 6 | 繰越事業完了予定年月日 | 令和 年 月 日 |
| 7 | 添付書類 | |

- （注） 1 交付金額は、国費及び県費の合計額とし、国費を括弧書きとしてください。
- 2 添付書類
- （1）該施設の付近見取図
 - （2）変更比較工程表
 - （3）位置図（管内図に記入してください。）
 - （4）その他（繰越理由を確認することができる資料）
 - （5）請負施行の場合は請負契約書（写し）

1 事業の内容及び経費の配分

(1) 総 括 (上段：全体、中段：年度内、下段：繰越し)

事業区分			事業種目	総事業費 (A)+(B)+(C)	負 担 区 分			備 考
					県補助金 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)	
事業費	0 1 体質強化・花粉削減	1 間伐材生産	(別表 1 の事業種目から記入)	円	円	円	円	
			(計)					
		2 路網の整備	(別表 1 の事業種目から記入)					
			(計)					
		3 スギ人工林伐採重点区域における路網の整備	(別表 1 の事業種目から記入)					
			(計)					
	0 2 循環成長	1 間伐材生産	(別表 1 の事業種目から記入)					
			(計)					
		2 路網の整備	(別表 1 の事業種目から記入)					
			(計)					
		3 省力・低コスト造林対策	(別表 1 の事業種目から記入)					
			(計)					
	0 3 花粉の少ない森林への転換促進	花粉の少ない森林への転換促進の支援	(別表 1 の事業種目から記入)					
			(計)					
(総計)								

(注) 1 「事業費」欄の事業費は、消費税額を含めた額を記入してください。
2 「備考」欄は、消費税仕入控除税額がある場合に消費税額を記入してください。
3 該当のメニュー以外は省略するとともに、必要に応じて行を追加してください。

(2) 事業費

(上段：全体、中段：年度内、下段：繰越し)

事業区分		事業種目	市町村	事業実施 主 体 名	施 行 箇所名 (路線名)	区 分	構造規格 又は規模	事業量	事業費 (A+B+C)	経 費 内 訳			工 期		備 考
										県補助金 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)	着手予定 年月日	しゅん工 予定 年月日	
総 計															

(注)

- 1 「事業区分」欄は、別表第1のメニューから記入してください。
- 2 「事業種目」及び「区分」欄は、別表第1により記入し、事業種目ごとに事業量及び事業費を記入してください。ただし、間伐材生産は箇所別に記入し、路網の整備は、路線ごとに「施行箇所名」欄に路線名を記入し、各欄とも路線ごとに記入してください。
- 3 「構造規格又は規模」欄は、路線ごとに幅員を記入してください。
- 4 「工期」欄は、別表第1に掲げる区分ごとに記入してください。ただし、路網の整備にあっては、路線ごとに記入してください。
- 5 消費税仕入控除税額がある場合は、「備考」欄に消費税額〇〇〇円と記載するとともに、別紙を設け、記入してください。

2 事業完了予定年月日

年 月 日

3 収支予算

(1) 収 入

(上段：全体、中段：年度内、下段：繰越し)

区 分	予 算 額	備 考
県 補 助 金	円	
市 町 村 費		
そ の 他		
計		

(注) 変更のない箇所は、3段書きしないでください。

(2) 支 出

(上段：全体、中段：年度内、下段：繰越し)

区 分	予 算 額	経 費 積 算 の 基 礎
事 業 費	円	
計		

(注) 変更のない箇所は、3段書きしないでください。

この収支予算書は、原本と相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

補助事業者名

印

令和 年度 事業支出決算見込み書

[illegible]

繰越理由書

事 項	事 業 概 要	当 初 計 画	事 由

変更比較工定表

変更前

変更後

[illegible]

第 号
令和 年 月 日

〇〇林業（振興）事務所長 様

補助事業者
(市町村以外の交付事業者にあつては、
住所も記入してください。)

令和 年度高知県木材安定供給推進事業費補助金工期延期届

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（又は変更交付の決定通知）がありました令和 年度高知県木材安定供給推進事業費補助金事業について、別紙理由書に記載した理由により、事業の予定期間内に完了が困難になりましたので、高知県木材安定供給推進事業費補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり事業完了予定期間の延期を届け出ます。

記

- | | |
|---------------|----------|
| 1 繰越事業完了予定年月日 | 令和 年 月 日 |
| 2 変更事業完了予定年月日 | 令和 年 月 日 |
| 3 完了期日延期理由書 | 別紙のとおり |
| 4 工程表 | 別紙のとおり |
| 5 位置図 | 別紙のとおり |

完了期日延期理由書

事 項	事 業 概 要	当 初 計 画	事 由

變更比較工定表

変更前



変更後

[illegible]

令和 年度高知県木材安定供給推進事業費補助金に係る消費税仕入控除税額集計表

区 分 (メニュー)	事業実施主体名	事業費	県補助金	課税方式	消費税仕入控除税額 及び地方消費税額 (A)	補助率 (B)	消費税仕入控除税額 (A) × (B)	消費税 確 定 未確定	備考
					円	%	円		
合 計									

- (注) 1 当該補助金の事業実施主体（消費税法第 9 条第 1 項の規定に該当する事業者若しくは同法第37条第 1 項の規定に基づく届出書を提出した事業者が事業主体である場合（同法第60条第 4 項に該当する地方公共団体又は法人格のない社団等が事業主体であるものを除く。）を含む。）について記入してください。
- 2 「課税方式」欄は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額の確定時において、消費税法第 9 条第 1 項の規定に該当する事業者にあつては「免税」、同法第37条第 1 項の規定による届出書を提出した事業者にあつては「簡易課税」、その他の事業者にあつては「課税」と記入してください。
- 3 「消費税仕入控除税額及び地方消費税額」欄は、交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記入してください。
- 4 「消費税仕入控除税額」欄は、交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に県補助率を乗じて得た金額を記入してください。
- 5 「消費税確定未確定」欄は、消費税法第 9 条第 1 項の規定に該当する場合、消費税法第37条第 1 項の規定に基づく届出書を提出した場合並びに消費税及び地方消費税の確定申告を行った場合は「確定」、それ以外の場合には「未確定」と記入してください。

誓約書兼同意書

- 1 私は、補助金等交付に付された条件を遵守し、森林関係法令の違反等不適切な行為を行わない旨誓約いたします。
- 2 私は、高知県木材安定供給推進事業費補助金の申請に当たり、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて誓約します。
また、上記について、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること（関係各課への個人情報の提供及び滞納の有無に関する情報の共有）に同意します。
誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。
 - ・ 中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金
 - ・ 農業改良資金貸付金償還金
 - ・ 林業・木材産業改善資金貸付金償還金
 - ・ 沿岸漁業改善資金貸付金償還金
- 3 植替促進費を活用して申請箇所の花粉の少ない苗木等による植え替えを行う場合は、森林所有者からその旨の同意を得ていることが確認できる書面を作成し、適正な経理処理を行う旨誓約いたします。

令和 年 月 日

〇〇林業（振興）事務所長 様

所在地

（代表者）職・氏名（自署）

誓約書兼同意書

- 1 私は、補助金等交付に付された条件を遵守し、森林関係法令の違反等不適切な行為を行わない旨誓約いたします。
- 2 私は、高知県木材安定供給推進事業費補助金の申請に当たり、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて誓約します。
また、上記について、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること（関係各課への個人情報提供及び滞納の有無に関する情報の共有）及び照会の結果について〇〇市＜町村＞に提供することに同意します。
誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。
 - ・ 中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金
 - ・ 農業改良資金貸付金償還金
 - ・ 林業・木材産業改善資金貸付金償還金
 - ・ 沿岸漁業改善資金貸付金償還金
- 3 植替促進費を活用して申請箇所の花粉の少ない苗木等による植え替えを行う場合は、森林所有者からその旨の同意を得ていることが確認できる書面を作成し、適正な経理処理を行う旨誓約いたします。

令和 年 月 日

〇〇林業（振興）事務所長 様

所在地

（代表者）職・氏名（自署）

別紙 4

「みどりチェック」チェックシート(林業事業者等向け)

事業実施主体名		提出時期	
記入年月日		申請時(します) ☐	報告時(しました) ☐

- ・ 交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。
- ・ 実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。
- ・ ※の記載に該当しない場合は、「該当しない ☐」にチェックをすることとし、当該項目の各取組のチェック欄へのチェックは要しない。

	チェック	環境関係法令の遵守等
①	☐	みどりの食料システム戦略の理解
②	☐	関係法令の遵守
③	☐	正しい知識に基づく作業安全に務める

	チェック	適正な施肥
④	☐	※種苗生産を行う場合(該当しない ☐) 肥料の適正な保管
⑤	☐	※種苗生産を行う場合(該当しない ☐) 肥料の使用状況等の記録・保存に努める

	チェック	適正な防除
⑥	☐	※農薬を使用する場合(該当しない ☐) 農薬の適正な使用・保管
⑦	☐	※農薬を使用する場合(該当しない ☐) 農薬の使用状況等の記録・保存

	チェック	エネルギーの節減
⑧	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める

	チェック	悪臭及び害虫の発生防止
⑨	☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

	チェック	廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
⑩	☐	廃棄物の削減に努め、適正に処理
⑪	☐	未利用材の有効活用を検討

	チェック	生物多様性への悪影響の防止
⑫	☐	生物多様性に配慮した事業実施(物資調達、施業等)に努める

注：②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）とする。

別紙 5

「みどりチェック」チェックシート(その他民間事業者・自治体等向け)

事業実施主体名		提出時期	
記入年月日		申請時(します) ☐	報告時(しました) ☐

- ・ 交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。
- ・ 実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。
- ・ ※の記載に該当しない場合は、「該当しない ☐」にチェックをすることとし、当該項目の各取組のチェック欄へのチェックは要しない。

	チェック	環境関係法令の遵守等
①	☐	みどりの食料システム戦略の理解
②	☐	関係法令の遵守
③	☐	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
④	☐	正しい知識に基づく作業安全に務める

	チェック	エネルギーの節減
⑤	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない(照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等)ように努める
⑥	☐	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討

	チェック	悪臭及び害虫の発生防止
⑦	☐	※ 発生源となる場所で作業する又は発生原因 となるものを扱う場合(該当しない ☐) 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

	チェック	廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
⑧	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
⑨	☐	資源の再利用を検討

	チェック	生物多様性への悪影響の防止
⑩	☐	※ 生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合(該当しない ☐) 生物多様性に配慮した事業実施に努める
⑪	☐	※ 特定事業場である場合(該当しない ☐) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

注：②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）とする。

別紙6
事業実施箇所別表
01 体質強化・花粉削減 1 間伐材生産

事業実施主体	番号	森 林 の 所 在 地				森林所有者	森 林 の 現 況				間 伐 材 の 流 通				備考
		市町村	大字	字	地番		面積 (ha)	樹種	林齢	森林機能区分	搬出材積	A・B材 上段：搬出施設名 下段：搬出材積	C材 上段：搬出施設名 下段：搬出材積	D材 上段：搬出施設名 下段：搬出材積	
												森連〇〇共販所 〇〇m ³			
合 計															

(注) 1 面積は、小数点以下2位まで記入してください。
2 事業実施箇所を記入した施業実施図(5,000分の1の森林計画図及び実測図)を添えてください。
3 森林機能区分については、市町村森林整備計画のエリア区分より略称番号(①水源涵養機能、②災害の防止及び土壌の保全機能、③快適環境形成機能、④保健文化機能、⑤木材生産機能の別)を記入してください。※重複エリア箇所につきましては、全て記入してください。
4 間伐材の流通欄は、上段に「搬入施設の名称」下段に「材積」を記入してください。
5 チップ等換算率は1.2とします(1トン当たり1.2m³)。

0 1 体質強化・花粉削減 2 路網の整備

(単位：m、円)

事業実施主体	事業種目	路線名	林小班	全幅員	開設延長 ①	単価 ②÷①	事業費(実行経費) ②	補助金の交付額	備考
	林業専用道 (規格相当)整備								
	小計								
	森林作業道整備								
	小計								
	合計								

(注) 1 事業種目別及び路線ごとに記入してください。

2 事業実施箇所を記入した施業実施図(5,000分の1の森林計画図)を添えてください。

0 1 体質強化・花粉削減 3 スギ人工林伐採重点区域における路網の整備

(単位：m、円)

事業実施主体	事業種目	路線名	林小班	全幅員	開設延長 ①	単価 ②÷①	事業費(実行経費) ②	補助金の交付額	備考
	林業専用道 (規格相当)整備								
	小計								
	森林作業道整備								
	小計								
	合計								

(注) 1 事業種目別及び路線ごとに記入してください。

2 事業実施箇所を記入した施業実施図(5,000分の1の森林計画図)を添えてください。

0 2 循環成長 1 間伐材生産

事業実施主体	番号	森 林 の 所 在 地				森林所有者	森 林 の 現 況				間 伐 材 の 流 通				備考
		市町村	大字	字	地番		面積	樹種	林齢	生産基盤	搬出材積	A・B材 上段：搬出施設名 下段：搬出材積	C材 上段：搬出施設名 下段：搬出材積	D材 上段：搬出施設名 下段：搬出材積	
												森連〇〇共販所 〇〇m ³			
合 計															

(注) 1 面積は、小数点以下2位まで記入してください。
2 事業実施箇所を記入した施業実施図（5,000分の1の森林計画図及び実測図）を添えてください。
3 間伐材の流通欄は、上段に「搬入施設の名称」下段に「材積」を記入してください。
4 チップ等換算率は1.2とします（1トン当たり1.2m³）。

02 循環成長 2 路網の整備

(単位：m、円)

事業実施主体	事業種目	路線名	林小班	全幅員	開設延長 ①	単価 ②÷①	事業費(実行経費) ②	補助金の交付額	備考
	林業専用道 (規格相当)整備								
	小計								
	森林作業道整備								
	小計								
	森林作業道の機能強化								
	小計								
	合計								

(注) 1 事業種目別及び路線ごとに記入してください。

2 事業実施箇所を記入した施業実施図(5,000分の1の森林計画図)を添えてください。

事業実施主体	番号	森 林 の 所 在 地				森林所有者	森 林 の 現 況				集材				植栽			下刈り	備考	
		市町村	大字	字	地番		面積 (ha)	樹種	林齢	生産基盤 強化区域名	実施主体	集材	材積	末木枝条伐採	実施主体	苗木	地拵の有無	実施主体		
												上段：集材方法 下段：主なシステム	上段：伐採材積 下段：うち枝条分材積	上段：搬出施設名 下段：搬出材積		上段：苗木の種類 下段：植栽本数				
														森連〇〇共販所 〇〇m ³						
合 計																				

(注) 1 面積は、小数点以下2位まで記入してください。
2 事業実施箇所を記入した事業実施図（5,000分の1の森林計画図及び実測図）を添えてください。
3 集材方法には略称番号①全木集材、②全幹集材を記入してください
主なシステムには略称番号①架線、②簡易架線、③車両を記入してください。
4 苗木の種類は裸苗、コンテナ苗を記入してください。
5 末木枝条伐採欄は、上段に「搬入施設の名称」下段に「材積」を記入してください。
6 チップ等換算率は1. 2とします（1トン当たり1. 2m³）。

省力・低コスト再造林事業費積算書

※トータルコスト削減か再造林の省力化のどちらかを使用すること。

※要綱別表4で示す条件に当てはまる場合と当てはまらない場合で定額単価が異なるため、注意すること。

省力・低コスト造林の下刈り終了までの事業計画(①一貫作業の場合)

事業種目	区分	従来	実績及び今後の予定	備考			
		直接経費 (千円)	直接経費 (千円)				
再造林のトータルコスト削減・省力化	末木枝条等の搬出						
	地拵え						
	植栽 (苗木代及び苗木運搬含む)						
	附帯設備(●●)						
	下刈り(●年目)						
	下刈り(●年目)						
	下刈り(●年目)						
合計							
ha当たり					施工面積:		ha

省力・低コスト造林の下刈り終了までの事業計画(②再造林の場合)

事業種目	区分	従来		実績及び今後の予定		備考	
		直接経費 (千円)	人工数 (人工)	直接経費 (千円)	人工数 (人工)		
再造林のトータルコスト削減・省力化	地拵え						
	植栽 (苗木代及び苗木運搬含む)						
	附帯設備(●●)						
	下刈り(●年目)						
	下刈り(●年目)						
	下刈り(●年目)						
合計							
ha当たり						施工面積:	ha

(注)

- 1 末木枝条等の搬出の実績額は、主伐時の集材に係る実行経費に、主伐時の搬出材積に対する末木枝条部分の搬出材積の比率を乗じて算出すること。
- 2 直接経費には間接費、手数料等及び森林保険料を含まない。
- 3 従来欄には、省力・低コスト再造林計画(要領第1号様式別紙2)の現状値欄から転記すること。
- 4 備考欄に取組内容を記載すること。
- 5 次年度以降に施行予定の区分については、実績及び今後の予定欄に今後の予定を記載するとともに、備考欄に「●年度施行予定」と記載すること。